

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」助成要領（第4版）

（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に
困難を抱える子どもと家族の支援活動助成要領）

社会福祉法人 徳島県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、日常生活に困難を抱える子どもとその家族を支援するための民間活動を資金面で応援するため助成申請の公募を実施します。

2 実施団体

社会福祉法人 徳島県共同募金会（以下、「本会」という。）

3 助成対象団体

徳島県内に所在する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び社会福祉を目的としたボランティア団体で、令和2年4月1日現在で1年以上の活動実績を有する者

4 助成対象事業

新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、日常生活に困難を抱える子どもと家族を対象にした事業

例：子ども食堂利用者への配食事業
子どもの居場所づくり活動事業
子どもの一時的預かり事業
子どもへの学習支援事業 など

5 助成対象外事業

- ・活動の対価として報酬を受けたり、営利のために行う事業
- ・他の補助金との重複や公的補助の対象となる事業
- ・政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業

6 対象経費

助成金は、助成決定日以後6月30日（火）までの間の助成対象事業の下記の費用に使用できます。

- ・旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）
- ・通信運搬費：活動実施に伴う電話・FAXの使用料
- ・消耗器具备品費：活動実施に伴い購入した食材、消耗品及び備品（家電製品）の購入費
- ・印刷製本費：活動実施に伴う印刷経費（チラシ、看板等）

- ・水道光熱費：活動実施に伴い支払う電気、ガス、水道代
- ・修繕費：活動実施に伴い修繕した経費
- ・賃借料：活動実施に伴う会場の賃借料、レンタル料等
（貴団体・貴団体関係者所有する会場を使用した場合は対象外）
- ・車両費：活動実施に伴う車両の燃料費等
（弁当、食材等を運搬する際のガソリン代等）
- ・保険料：ボランティア行事保険料

7 助成額

助成上限額は、1団体あたり30万円とする。

8 応募方法

(1) 応募期間 令和2年6月18日(木)～6月23日(火)まで

(2) 提出書類

- ア) 「赤い羽根子どもと家族の緊急支援活動助成事業」助成応募書
- イ) 定款もしくは会則
- ウ) 令和元年度活動実績を記載した書面

(3) 提出先

社会福祉法人徳島県共同募金会

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地

徳島県立総合福祉センター内

tel:088-652-0200 fax:088-655-2359 email:tokukyobo@me.pikara.ne.jp

※郵送の場合は、6月23日(火)までの消印があること。

9 助成の決定

選定は、本会による審査を経て決定します。

10 助成決定事業の変更

助成決定を受けた団体は、助成事業に変更がある場合は直ちに徳島県共同募金会に通知すること。

11 完了報告

助成決定を受けた事業が終了したときは、直ちに次の書類を整え完了報告を行うものとする。

- ア) 共同募金緊急支援助成事業完了報告書
- イ) 共同募金助成金交付請求書
- ウ) 活動報告書
- エ) 領収書の写しほか

12 助成額の決定及び支払い

完了報告の提出を受けた後、内容を審査し当該団体への助成額の決定を行う。

完了報告は、事業終了後1カ月以内に提出すること。

助成金の支払は、助成額決定後30日以内に指定の口座に振り込むことにより行う。

※応募いただいた内容は、本会ホームページ等で公開いたします。

13 スケジュール

5月18日（月） 助成要領の公表・助成申請の受付開始

6月23日（火） 助成申請受付の締切

6月24日（水） 助成決定

6月30日（火） 活動期間終了日

7月31日（金） 完了報告書提出期限